

広島市中小企業融資制度 災害関係融資一覧

資 金 名	特別融資(災害復旧資金)	特別融資(セーフティネット資金)
対 象 者	平成30年7月豪雨により 建物及び事業用資産が直接被害を受け、市町村長等より「り災(被災)証明書」の発行を受けたもの	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)に該当するものとして、事業所の所在地を管轄する市町村長等の認定を受けたもの</p> <p>〔セーフティネット保証4号認定要件〕 指定地域(広島市)において1年以上継続して事業を行っており、平成30年7月豪雨により最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること</p>
取 扱 期 間※	平成30年9月3日 ～平成31年1月31日	平成30年9月3日 ～平成30年11月27日
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	7,000万円	3,000万円
融 資 期 間	10年以内(据置1年以内)	
融 資 利 率	年1.2%以下	年1.4%以下
信 用 保 証	原則として広島県信用保証協会の信用保証付とする。 保証料不要	
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合	
問 い 合 わ せ 先	広島市 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課 TEL:082-504-2241	

※今後、取扱期間については、最長で平成30年度末まで延長する予定です。